


所管部課	選挙管理委員会事務局	部長	北田和雄	
件名	東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>ポスター掲示場に掲出するポスターの視認性の向上を図るため、東大和市選挙執行規程の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア ポスター掲示場の区画番号について、縦方向又は横方向のいずれの方向にも付すことができるように改正する。</p> <p>イ ポスター掲示場の表示欄及び注意欄について、ポスターを掲示する区画の右側又は左側に表示することができるように改正する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>ア 本規程を改正し、東大和市選挙管理委員会が管理するポスター掲示場についての区画番号の付し方を変更することで、ポスター掲示場に掲出するポスターの視認性の向上を図ることが期待される。</p> <p>イ 東京都選挙管理委員会が管理する選挙については、東京都選挙管理委員会が既に東京都選挙執行規程を改正しており、平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙からポスター掲示場の区画番号については右上から横に順次一連番号を付すこととしている。</p> <p>ウ 本改正に伴い、ポスター掲示場の区画番号について、東大和市選挙管理委員会と東京都選挙管理委員会が統一した対応となる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 規程の案文については、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成26年 7月10日開催の選挙管理委員会において議決済み。</p> <p>(3) 平成26年 7月10日公布 (告示) 済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。